

令和6年度小学校A Iドリル教材及び授業支援ソフトウェア調達

プロポーザル審査委員会設置要領

(設置)

第1条 令和6年度から令和9年度にかけて使用する、小学校A Iドリル教材及び授業支援ソフトウェア調達について、公募型プロポーザル方式による導入候補者の選定を厳正かつ公正に行うため、小学校A Iドリル教材及び授業支援ソフトウェア調達に係るプロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 企画提案内容の評価
- (2) 導入候補者の選定
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び5人の委員で構成する。

- 2 委員長は学校教育課長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は市内小学校長をもって充てる。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 学校教育課長

- (2) 学校教育課指導主事（2名）
- (3) 市内小学校長又は義務教育学校長（1名）
- (4) 市内小学校又は義務教育学校教諭（3名）

（任期）

第4条 委員の任期は最初に招集される委員会の会議の日から、導入業者が決定するまでとする。

（会議）

第5条 委員会は、以下の場合において、委員長が招集し、開催するものとする。ただし、緊急等やむを得ない事情により開催できない場合は、書類の回議をもって会議に代えることができるものとする。

- (1) 企画提案内容の評価を行う場合
- (2) 導入候補者の選定を行う場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、企画提案内容の評価及び導入候補者の選定に関することで委員長が必要と認めた場合

2 委員会の会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は非公開とする。

（報告）

第6条 委員会は、選定結果について資料を添えて市長に報告するものとする。

（事務処理）

第7条 委員会の事務は、学校教育課学校みらい係が処理するものとする。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6(2024)年3月6日から施行する。

(廃止)

2 この要領は、導入業者決定の日をもって廃止する。